

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第25号

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第1（第17条関係）		
種別	区分	手数料の額
(略)		
家庭系廃棄物	基本料金	1日の搬入量が150kg以下のとき 0円
		1日の搬入量が150kgを超えるとき 1,670円
	従量料金	1日の搬入量が250kg以下のとき 0円
		1日の搬入量が250kgを超える10kg（10kg未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる）当たり 167円
(略)		
(略)		
備考 (略)		

改正前		
別表第1（第17条関係）		
種別	区分	手数料の額
(略)		
家庭系廃棄物	基本料金	350kg以下のとき 0円
		350kgを超えるとき 1,670円
	従量料金	450kg以下のとき 0円

		450kgを超える10kg(10kg未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる)当たり 167円
	(略)	
(略)		
備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に処理し、又は処分する廃棄物に係る手数料から適用し、同日前に処理し、又は処分する廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

(環境部環境事業課)